

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和5年3月29日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商号	株式会社栄和地所
	代表者	津山 裕伍 (つやま ゆうご)
	主たる事務所	東京都港区新橋二丁目11番10号
	免許年月日	令和4年10月20日 (当初免許年月日 平成29年10月20日)
	免許証番号	東京都知事(2)第101257号
聴聞年月日	令和5年1月24日	
処分内容	宅地建物取引業務の全部停止7日間及び指示	
業務停止期間	令和5年4月12日から同月18日まで	
適用法条項	宅地建物取引業法第34条の2第1項(媒介契約書の不交付) 同法第37条第1項(売買契約書の不交付) 同法第65条第1項(指示) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者は、令和4年5月に、売主Aと買主Bとの間で締結された、東京都品川区及び同渋谷区所在の区分所有建物の売買契約において、媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、被処分者には下記のとおり宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 売主Aに対し、媒介契約を締結したにもかかわらず、遅滞なく法第34条の2に定める書面(媒介契約書)を交付しなかった。</p> <p>2 売主Aに対し、売買契約を締結したにもかかわらず、遅滞なく法第37条第1項に定める書面(売買契約書)を交付しなかった。</p> <p>これらのことは、上記1は法第34条の2第1項本文に違反し、法第65条第2項第2号に該当し、上記2は法第37条第1項本文に違反し、法第65条第1項本文に該当する。</p>	